

保険税率に変更はありません

万一の病気やけがに備えて加入者がお互いに助け合う国民健康保険の事業運営は、加入者のみなさまから納めていただいた国民健康保険税（国保税）と国や県・市の公的負担などを財源として、医療費やいろいろな給付（出産育児一時金や葬祭費など）を行っています。

【賦課限度額について】

国保税は、医療給付費分と介護納付金分（四十歳から六十四歳の方のみ）に分かれており、それぞれに、所得などに保険税率を掛けて計算した税額の賦課限度額（その額以上は税金をいただかない上限の額）を定めています。

平成十九年度においては、地方税法の改正に伴い、医療給付費分の賦課限度額を、これまでの五十三万円から五十六万円に引き上げることとなりました。

健全な国保財政を維持するために、みなさまのご理解とご協力をよろしく願います。

加東市国民健康保険税の

賦課限度額が変わります

賦課限度額とは、その額以上は税金をいただかない上限の額のことです。

【国保税の算定方法】

国保税は所得割額、資産割額、均等割額、平等割額の4つを合計して計算します。

		医療給付費分	介護納付金分
所得割額	被保険者の平成18年中の基準総所得金額に対し	6.80%	1.65%
資産割額	被保険者の本年度の固定資産税額に対し	20.00%	5.30%
均等割額	被保険者1人ごとに	28,000円	9,700円
平等割額	1世帯ごとに	24,000円	5,700円
～	の合計額が1年間の国保税額です。ただし賦課限度額は右のとおりです。	560,000円	90,000円

改正前(平成18年度)の賦課限度額適用例

所得割
 $5,500,000円 \times 6.8\% = 374,000円$
 (加入者全員の所得を合計)

資産割
 $200,000円 \times 20\% = 40,000円$
 (加入者全員の税額を合計)

均等割
 $28,000円 \times 5人 = 140,000円$

平等割
 一世帯あたり 24,000円

合計額は、578,000円となりますが、賦課限度額がありますので、実際に収めていただく税額は530,000円でした。



改正後(平成19年度)の賦課限度額適用例

所得割
 $5,500,000円 \times 6.8\% = 374,000円$
 (加入者全員の所得を合計)

資産割
 $200,000円 \times 20\% = 40,000円$
 (加入者全員の税額を合計)

均等割
 $28,000円 \times 5人 = 140,000円$

平等割
 一世帯あたり 24,000円

合計額は、578,000円となりますが、賦課限度額がありますので、実際に収めていただく税額は560,000円です。

賦課限度額以外(税率など)は変更ありません。

国民健康保険の加入や脱退の手続き、医療についてのお問い合わせ

市民生活部市民課(滝野庁舎) ☎48-3004

国民健康保険税についてのお問い合わせ

総務部税務課(社庁舎) ☎43-0397

乗って残そう!

路線バス

公共交通機関は、通勤、通学、買い物、通院などで、多くの方々の足として重要な役割を果たしています。

また、交通渋滞や交通事故の増加、温暖化などの環境問題が深刻化する中、人と自然に優しい交通としても見直されています。

一方で、利用者は年々減少を続けており、路線の維持・存続のためには、私たち一人ひとりが公共交通機関をできるだけ利用していくことが大切です。

加東市においては、姫路駅前から社停留所まで運行されているバス路線が、運行の赤字を補助する国の負担額が大きい「收支改善計画策定路線」の指定を受けており、このまま利用者が減少すると廃止されてしまう恐れもあります。大切な地域の公共交通機関をもっと利用することで地域に残しましょう。



お問い合わせ

企画部企画政策課(社庁舎)
 ☎43-0389